

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○令和3年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○県道の路線の変更（道路課）	1
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	1
○海岸法による所有者不明の船舶の措置（港湾・海岸課）	1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出（2件）	2
○政治団体の届出事項の異動の届出（2件）	3
○政治団体の解散の届出	3
○告示（政治団体の届出事項の異動の届出）の訂正	4

## 告 示

### 高知県告示第61号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和4年1月25日

高知県知事 濱田 省司

- 男子及び女子（令和4年3月及び4月採用予定）
  - 募集期間  
随時（最終期限は、令和4年1月26日（水））
  - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	令和4年2月5日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

備考 筆記試験及び適性検査は、原則として、令和4年1月

29日（土）から同年2月2日（水）までの間（筆記試験及び適性検査は、同日内に実施すること。）に、受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。

### 2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

### 高知県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年1月25日から2週間高知県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

高知県知事 濱田 省司

整理番号	新旧の別	路線名	起点	重要な経過地
			終点	
309	新	吾桑停車場	高知県須崎市吾井郷吾桑停車場	
			高知県須崎市吾井郷	
	旧		高知県須崎市吾井郷吾桑停車場	
			二級国道松山高知線交点（高知県須崎市吾井郷小浜前）	

### 高知県告示第63号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和4年1月25日

高知県知事 濱田 省司

土佐市蓮池字泉田2983番地先から字正光3039番1地先に至る延長225メートルの道

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和4年1月25日

高知県知事 濱田 省司

- 都市計画の種類  
高知広域都市計画生産緑地地区
- 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項の規定に基づき、所有者不明の船舶の措置を次のとおり行う。

令和4年1月25日

海岸管理者

高知県知事 濱田 省司

- 船舶の放置されている場所、種類及び数  
久礼海岸 高岡郡中土佐町久礼字小鎌田5260番地先  
FRP船2隻（船名及び船舶番号不明）
- 所有者の行うべき措置  
船舶の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該船舶を除却しなければならない。
- 海岸管理者の措置  
海岸管理者は、船舶の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該船舶を除却させ、海岸法第12条第5項の規定により、当該船舶を保管するものとする。  
なお、保管後に船舶の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該船舶の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

## 高知県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党高知県 高知市第十支部 (横山 公大)	山本 和輝	高知市北本町四丁目4-7	○	令3・ 12・1

## 高知県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西内はるみ 後援会	中山 勝道	入野 道子	香南市夜須町 西山771番地 1	令3 ・12 ・16
金子裕之後 援会	金子 裕之	金子 留美	高岡郡中土佐 町久礼6668番 地3	令3 ・12 ・27

## 高知県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者の氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
中島やすはる後援会 (中島 康治)	国会議員関係政治団体の区分	該当なし	1号団体	令3・10・19
	公職の種類 (第1号)		衆議院議員	令3・10・19

## 高知県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県支部連合会 (中谷 元)	異動なし	梶原 大介	異動なし	令3・11・30
新			西内 健		
旧	自由民主党佐川町支部 (藤原 健祐)	異動なし	片岡 勝一	異動なし	令3・12・15
新			山本 和輝		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	甲藤邦廣後援会 (利根 健二)	西尾 泰洋	異動なし	異動なし	令3・12・10
新					

## 高知県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日

志磨村公夫後援会	山下 政鶴	令3・12・4
土居とよさか後援会	刈谷 康夫	令3・12・16

高知県選挙管理委員会告示第8号

令和3年12月高知県選挙管理委員会告示第118号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部を次のように訂正する。

令和4年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

本文中

「法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
自由民主党高知県第二選挙区支部 (尾崎 正直)	主たる事務所 の所在地	高知市六泉寺町9-1	高知市棧橋通三丁目25-31	令3・11・25
皇紀二千七百年党 (廣田 晋一郎)	政治団体の 名称	皇紀2700年党	皇紀二千七百年党	令3・11・30
	国会議員関 係政治団体 の区分	該当なし	1号団体	令3・10・19
	公職の種類 (第1号)		衆議院議員	令3・10・19

を

「法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
自由民主党高知県第二選挙区支部 (尾崎 正直)	主たる事務所 の所在地	高知市六泉寺町9-1	高知市棧橋通三丁目25-31	令3・11・25

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
皇紀二千七百年党 (廣田 晋一郎)	政治団体の 名称	皇紀2700年党	皇紀二千七百年党	令3・11・30
	国会議員関	該当なし	1号団体	令3・

	係政治団体の区分			10・19
	公職の種類 (第1号)		衆議院議員	令3・ 10・19

に訂正する。